

# 砂川駅前地区整備基本設計委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、砂川駅前地区整備基本設計を委託するにあたり、柔軟な発想や卓越した設計能力、豊かな経験を有する者から広く技術提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注候補者として選定することを目的とする。

## 2 業務の内容

### (1) 業務名称

砂川駅前地区整備基本設計委託

### (2) 業務内容

別紙「砂川駅前地区整備基本設計委託特記仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結の翌日から令和4年3月15日（火）まで。

※ただし、成果品のうち、概算工事費算出書案については、令和3年11月26日（金）までに成果品（案）を取りまとめ、業務担当員の確認を受けること。

### (4) 委託上限額

9,526,000円以内（消費税含む）

## 3 参加資格

(1) 公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

ア 公募の日において、砂川市競争入札参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく一級建築士事務所の登録を継続して行っている単体企業であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

エ 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、砂川市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

カ 参加しようとする他の者との間に、次の(i)～(iii)の基準のいずれかに該当する関係が無いこと

(i) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(a) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ii) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし (a) については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(a) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(b) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(iii) その他、選定手続の適正さが阻害されると認められる関係、上記(i)又は(ii)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

キ 参加表明書を提出するものは、平成23年4月以降に行った新築又は改築に関わる設計業務のうち、同種又は類似業務のものについて1件以上、着手又は完了した実績があること。

注1) 「同種業務」とは、北海道内において新築する国土交通省告示第98号別添二第4号、第5号又は第12号の用途等の延床面積が1000㎡以上の公共施設（複合施設含む）の基本設計又は実施設計に関する業務をいう。

注2) 「類似業務」とは、国土交通省告示第98号別添二第4号、第5号又は第12号の用途等の施設（複合施設含む）の基本設計又は実施設計に関する業務をいう。

#### 4 業務上の条件

- (1) 管理技術者は一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び主任技術者は、提出者の組織に所属していること。
- (3) 管理技術者及び記載を求める主任技術者はそれぞれ1名であること。
- (4) 管理技術者が記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (5) 管理技術者及び各担当技術者は、平成23年4月以降に同種又は類似業務に携わった実績があること。
- (6) 主たる分担業務分野である建築（総合）は再委託しないこと。
- (7) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計事務所等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

注1) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

注2) 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。なお、記載を求める各主任技術者の分担業務分野の分類は、次表による。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第1号ロ（1）の表中（1）総合
建築（構造）	同上（2）構造
電気設備	同上（3）設備
機械設備	同上（3）設備

## 5 一次審査

### (1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」いう。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

### (2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1-1）
- イ 参加表明書添付資料（様式1-2）
- ウ 事務所の同種・類似業務実績（様式2）
- エ 事務所の同種・類似業務実績詳細（様式3）
- オ 管理技術者の経歴等（様式4）
- カ 主任技術者の経歴等（様式5）
- キ 管理技術者の同種・類似業務実績（様式6）
- ク 協力事務所の名称等（様式7）
- ケ 資本関係・人的関係調書（様式8）

### (3) 提出期限

令和3年5月10日（月）午後4時まで。

### (4) 提出場所

〒073-0195

砂川市西6条北3丁目1番1号（～4月）

砂川市西7条北2丁目1番1号（5月～）※庁舎新築により住所変更

砂川市経済部開発推進課

電話 0125-54-2121

### (5) 提出部数

3部（原本1部、写し2部とする。）

(6) 提出方法

持参又は郵送によること。(電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)なお、郵送については提出期限に必着のこと。

(7) 参加表明書記載要領

参加表明書に添付する資料は、別添の書式に基づき作成することとし、用紙の大きさは、特記なき限りA4判タテとする。(左上をホッチキス仮綴とする。)

(8) 技術提案書提出者の選定

第一次審査として、4に定める業務上の条件を満たしているかを確認するとともに、参加表明書提出者が多数の場合は、「砂川駅前地区整備基本設計委託公募型プロポーザル参加表明書評価要領」により評価し、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として、5者以内を選定する。なお、提出者が1者の場合でも受付・審査をする。

(9) 審査結果の通知

技術提案書提出者を選定したときは、令和3年5月14日(金)までに選定結果通知書を電子メール及び文書により通知する。

なお、非選定の通知を受けたものは、通知の日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に、書面(様式は任意とするが、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと。)を持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送した上で、到着確認を行なってください。)することにより、市に対して非選定理由について説明を求めることができる。

## 6 二次審査

(1) 技術提案書の提出

一次審査により選定された二次審査候補者は、次のとおり書類を提出すること。

(2) 提出書類

- ア 技術提案書(様式9)
- イ 技術提案説明書(様式10)
- ウ 参考見積書(様式11)

(3) 提出期限

令和3年6月11日(金)午後4時まで。

(4) 提出場所

〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1番1号(庁舎新築により住所変更)  
砂川市経済部開発推進課  
電話 0125-54-2121

(5) 提出部数

様式9号 原本1部

様式10号 原本1部、写し7部

様式11号 原本1部

(6) 提出方法

持参又は郵送によること。(電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。)なお、郵送については提出期限に必着のこと。

(7) 技術提案書作成要領

技術提案書の提出を要請された者(以下「技術提案者」という。)は、次のア～ウについて提案すること。なお、提出書類について、本要領及び別添の所定様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする場合がある。

ア 本業務に対する取組姿勢および実施体制についての提案

業務の実施方針、取り組み体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項(特定テーマに記載する内容を除く)、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記載する。この際、提出者を特定することが出来る内容の記述(具体的な社名等)を記載してはならない。

イ 特定テーマ

**テーマ1：魅力のある外観デザインの提案**

まちの顔である中心市街地にふさわしい印象的で魅力的な施設及び屋外広場とするとともに周辺の景観に配慮した外観デザインを提案すること。

**テーマ2：環境負荷を抑え、ライフサイクルコストに配慮した提案**

使いやすさと建設コスト、長寿命化やメンテナンス性を考慮した維持管理費用、修繕費用などのランニングコストとの調和を図りながら、パッシブデザインを導入するなど環境にも配慮し、経済性と機能が両立するようなライフサイクルコスト縮減の考え方について提案すること。

**テーマ3：その他独自の提案**

テーマ1・テーマ2の他、これまでの設計業務の経験等を踏まえ、基本計画に基づいた当該施設にふさわしい提案をすること。

ウ 参考見積書

本業務に係る合計経費見積金額と消費税相当額(10%)を提示すること。

※記入上の注意事項

・用紙サイズは、様式9号及び様式11号はA4版、様式10号はA3版横使いとしA4版に折り込むこと。

・技術提案説明書(様式10号)は、(7)イに示した項目順に記入し、ページ番号を付すること。

枚数は、片面印刷5枚以内とする。（1セットごとに左上をホッチキス仮綴とする。）

- ・視覚的表現については、文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図等を使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図面、パース（透視図）、模型、模型写真を使用してはならない。なお、表現の許容範囲については、別表を参照のこと。
- ・原本並びに写しは、カラー印刷とする。
- ・技術提案は、提案技術者1者につき1つ限りとする。
- ・技術提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。

#### (8) 技術提案内容のヒアリング

提案内容をより理解するため、技術提案書に係るヒアリング等審査を次のとおり行う。

##### ア 実施方法

- 1者ずつの呼び込み方式として、1者の持ち時間は説明20分、質疑15分の計35分とする。
- 技術提案追加資料の配布は禁止するが、提出された技術提案書に関わる図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ヒアリング等審査でのパソコンの使用は可能とするが、使用する場合は会場にパソコンを持参すること。（会場には、プロジェクター及びスクリーンを用意する。）なお、パソコン設置準備時間は持ち時間から除外する。
- ヒアリング等審査の説明者は、管理技術者及び補助者を合わせて4名以内とする。また、管理技術者の代理出席は認めない。
- 欠席をした場合は、技術提案書の審査、評価及び特定から除外する。
- ヒアリング等審査の順番は、参加表明書の提出順とする。
- ヒアリング等審査は非公開とする。

##### イ 実施日及び場所

- 実施日  
令和3年6月21日（月）
- 場所  
砂川市西7条北2丁目1番1号 砂川市役所（会場は別途通知する）

#### (9) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、令和3年6月23日（水）までに技術提案者全員に対し、審査結果を電子メール及び文書により通知するものとする。

なお、非選定の通知を受けたものは、通知の日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式は任意とするが、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと。）を持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送した上で、到着確認を行なってください。）することにより、市に対して非特定理由について説明を求めることができる。

## 7 技術提案等の審査方法及び評価基準

### (1) 選定委員会の設置

技術提案の審査、評価及び特定を行うため、砂川駅前地区整備基本設計委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (2) 技術提案書等の評価方法

次表により、「砂川駅前地区整備基本設計委託公募型プロポーザル参加表明書評価要領」及び「砂川駅前地区整備基本設計委託公募型プロポーザル技術提案書等審査要領」に基づき、評価及び第二次審査を行う。

	評価項目	主な評価基準	配点
一次審査	1 事務所の評価	業務経歴等、同種・同類業務の実績他	5
	2 担当チームの評価	資格・実績等	25
	一次審査 評価点		30
二次審査	1 取組姿勢及び実施体制	①業務実施にあたっての基本的な取り組み方針について	19
		②業務の取り組み体制について	
		③設計チームの特徴について	
		④設計上の配慮事項について	
		⑤その他業務実施上の配慮事項等について	
	2 特定テーマ1 魅力のある外観デザインの提案	特定テーマごとの的確性、独創性、実現性などの観点について	17
	3 特定テーマ2 環境負荷を抑え、ライフサイクルコストに配慮した提案		17
4 特定テーマ3 その他独自の提案	12		
5 参考見積	見積もり金額の経済性	5	
二次審査 評価点		70	
総合評価点		100	

(3) 受託候補者の特定

- ア 選定委員会において、書類審査及びヒアリング等審査の評価により、各選定委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を委員会の合議の上、受託候補者として特定する。
- イ 評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、委員会の合議により順位を決定する。

(4) 審査結果の公表

受託候補者を特定した際の公表基準は、次のとおりとする。

- ア 次に掲げる事項は、公表する。
  - ・受託候補者の名称
  - ・受託候補者の項目別評価点
  - ・受託候補者の特定理由
  - ・選定委員の氏名
  
- イ 次に掲げる事項は、公表しない。
  - ・委員会及びヒアリング等審査の議事録
  - ・各選定委員の採点結果
  - ・受託候補者以外の技術提案者の名称及び評価点

## 8 質問の受付及び回答

- (1) 参加表明書及び技術提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。(電話での質問には応じない)

ア 提出書類

質問書(様式12)

イ 提出期限

- (i) 参加表明書に関する質問

令和3年4月19日(月)～4月23日(金) 午後5時まで

- (ii) 技術提案書に関する質問

令和3年5月14日(金)～5月21日(金) 午後5時まで

ウ 提出場所

砂川市経済部開発推進課

電話 0125-54-2121

電子メール kaihatu@city.sunagawa.lg.jp

エ 提出方法

電子メールにより提出すること。ただし、電子メールの場合は、電話連絡の上、提出すること。

- (2) (1)アの質問書は、質問者及び技術提案者全てに対し、参加表明書に関する質問の回答は令和3年4月27日(火)、また技術提案書に関する質問の回答は令和3年5月25日(火)までに電子メールにより回答し、併せて、砂川市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。なお、回答書に記載した内容は、実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。



## 9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 10 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語及び通貨は日本円によるものとする。
- (2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 契約の締結
  - ア 受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、技術提案時と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。
  - イ 契約保証金は免除する。
  - ウ 契約書の作成を要する。
- (4) 技術提案書の取扱い
  - ア 提出された技術提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
  - イ 提出された技術提案書は、返還しない。
  - ウ 提出された書類等の著作権は、原則として参加希望者及び技術提案者に帰属するものとする。
  - エ 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された技術提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
  - オ 市は、技術提案者から提出された技術提案書等について、砂川市情報公開条例（平成8年条例第13号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

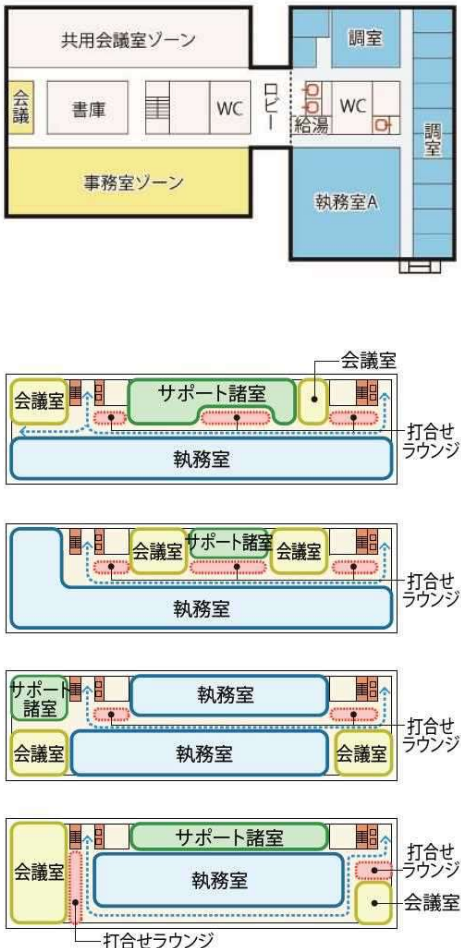
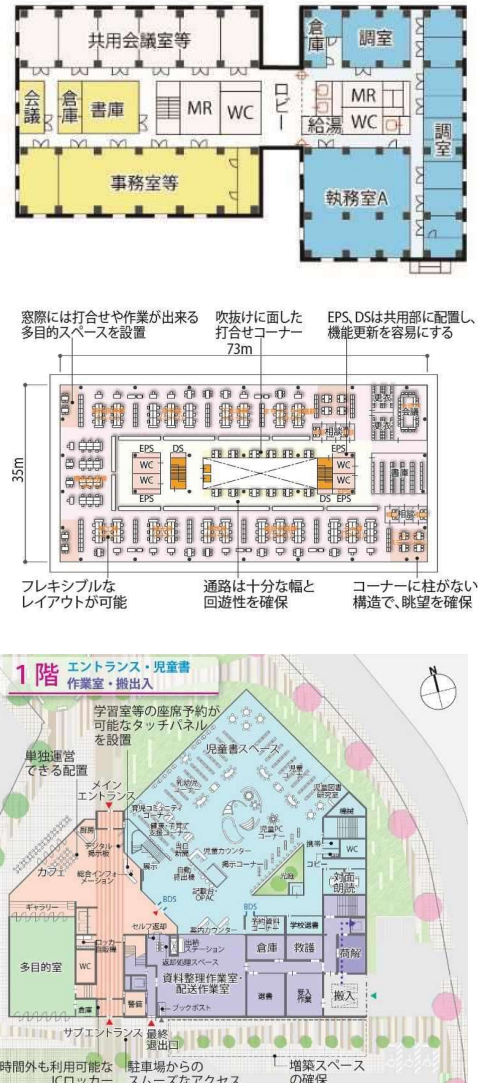
## 11 本プロポーザルの実施スケジュール

	実施内容	実施期間又は期日
一次 審査	参加表明書受付期間	令和3年4月19日（月）～令和3年5月10日（月）
	参加表明質問受付期間	令和3年4月19日（月）～令和3年4月23日（金）
	参加表明質問回答日	令和3年4月27日（火）
	第一次審査（書類審査）	令和3年5月11日（火）
	参加資格要件確認結果通知 及び技術提案書提出要請	令和3年5月14日（金）
二次	技術提案書受付期間	令和3年5月14日（金）～令和3年6月11日（金）

審 査	技術提案書質問受付期間	令和3年5月14日（金）～令和3年5月21日（金）
	技術提案書質問回答日	令和3年5月25日（火）
	第二次審査（ヒアリング）	令和3年6月21日（月）
	技術提案書審査結果の通知	令和3年6月23日（水）
契約締結		令和3年6月29日（火）

砂川駅前地区整備基本設計委託公募型プロポーザルの実施において、「許される表現の例」及び「許されない表現の例」を次に表記します。

(1) 平面イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
 <p>(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)</p>	
<p>建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。</p>	<p>大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。</p>

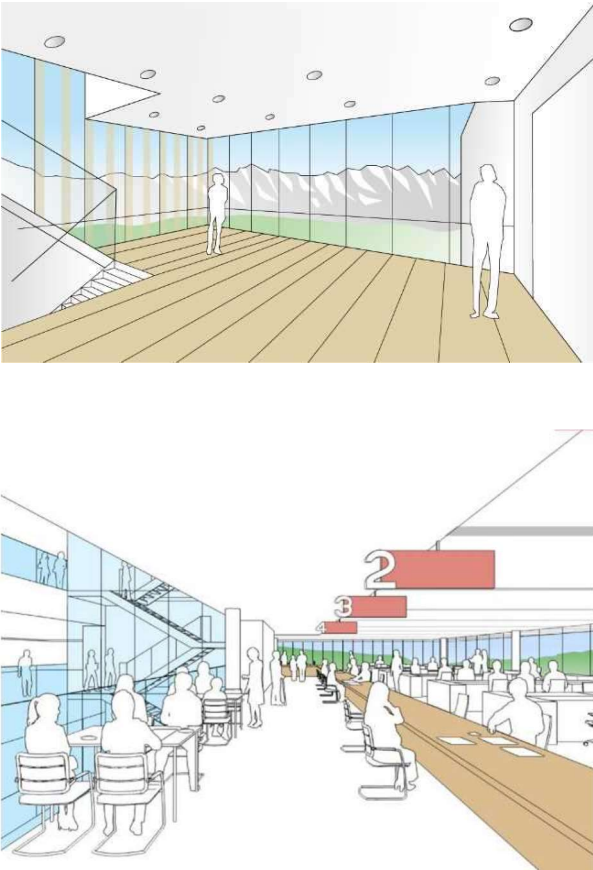

(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてよい。</p>	<p>大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。</p>





(4) 内観イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。</p>	<p>仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。</p>